

お客さま 各位

令和2年7月13日
飯田市本町1丁目2番地
飯田信用金庫

「令和2年7月豪雨」に係る農業者さまの金融支援について

このたびの令和2年7月豪雨で被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて弊金庫（理事長 小池貞志）では、台風・豪雨等自然災害を受けた農業を営む法・個人（兼業含む）のお客さま向けに、農業被害等緊急対策資金「畑のお守り」を取り扱っております。自治体の罹災証明を待たずに資金のお申込みができますので、今回の「令和2年7月豪雨」の被害を受けられた農業者さまの復旧に対する資金ニーズに迅速に対応させていただきます。

下記に商品概要をお知らせいたします。

記

≪「畑のお守り」の商品概要≫

(1) ご利用いただける方	次のすべての条件を満たしている方 1. <u>自然災害等により被害を受けられた当金庫営業区域内で農業を営む法人、または個人の方（兼業農家を含む）</u> (*1.2) (*1) 個人の場合はお申込み時点で満20歳以上、完済時年齢76歳未満の方 (*2) 兼業農家の方は、ご本人のほか、同一生計を営む後継者の方 2. 【法人】農業売上が1,000万円以上 または認定農業者 【個人】農業収入が100万円以上 または認定農業者 3. 農業歴1年以上であること 4. 税金の滞納がない方 5. 当金庫の会員となれる方 6. その他当金庫所定の条件に合致する方
(2) お使いみち	1. <u>復興に関わる営農資金（運転・設備）</u> 2. <u>上記1に付帯する他営農資金の一本化資金</u>
(3) ご融資限度額	➤ 100万円以上3,000万円以内
(4) ご融資期間	1. 短期貸付 1年以内 2. 長期貸付 7年以内
(5) ご融資利率	1. 1年以内 固定金利1.975%（当金庫 農業者向け専用当貸ローン「アグリパートナー-II」契約者特典として、当貸ローン限度額まで固定金利0.975%にてご利用いただけます） 2. 7年以内 変動金利2.975%（上記同様、変動金利0.975%にてご利用いただけます）
(6) ご返済	➤ 毎月または年4回、年2回を選択。
(7) 担保	➤ 原則不要。ただし不動産に関わる資金については個別対応。
(8) 保証	➤ 原則として1名 【法人】代表者 【個人】事業承継者または法定相続人
(9) 取扱期限	➤ 自然災害発生より6ヶ月以内
(10) その他	➤ 審査により、ご希望に沿えない場合がございます。

以上

照会先：飯田信用金庫 営業統括部法人営業課 山崎

Tel 0265-22-1700 Fax 0265-22-4320

E-mail:gyomu@iidashinkin.co.jp



農業被害等 緊急対策資金

畑のお守り

自然災害等により被害を受けた 当金庫の営業区域内で農業を営む、次の1~4のすべてを満たす方								
ご利用 いただける方	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">右記の①~③の いずれかに該当する 法人または 個人（兼業農家含む）</td> <td>①</td> <td>市町村の許可を得ている認定農業者（裏面※1）</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>【法人】 農業売上高が1,000万円以上の法人</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>【個人】 お申込み時点が満20歳以上で、 完済時76歳未満の方 <<専業の方>> 農業収入が100万円以上の方 <<兼業の方>> 上記の他、同一生計を営む後継者の方も可（*）</td> </tr> </table>	右記の①~③の いずれかに該当する 法人または 個人（兼業農家含む）	①	市町村の許可を得ている認定農業者（裏面※1）	②	【法人】 農業売上高が1,000万円以上の法人	③	【個人】 お申込み時点が満20歳以上で、 完済時76歳未満の方 <<専業の方>> 農業収入が100万円以上の方 <<兼業の方>> 上記の他、同一生計を営む後継者の方も可（*）
	右記の①~③の いずれかに該当する 法人または 個人（兼業農家含む）		①	市町村の許可を得ている認定農業者（裏面※1）				
			②	【法人】 農業売上高が1,000万円以上の法人				
		③	【個人】 お申込み時点が満20歳以上で、 完済時76歳未満の方 <<専業の方>> 農業収入が100万円以上の方 <<兼業の方>> 上記の他、同一生計を営む後継者の方も可（*）					
	2	農業歴1年以上で税金の滞納がない方						
3	当金庫の会員となれる方							
4	当金庫所定の条件に合致する方							
お使用みち	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧に必要な運転、設備資金 ・上記に付帯する他営農資金の一本化資金（キャット70-改善） 							
ご融資の限度額	100万円以上 3,000万円以下 （1万円単位） <(*)ﾌﾞﾘｯｸﾞ-ﾀｰ-IIご契約者特典をご利用の場合は当貸ローン限度額まで>							
ご融資の方法（期間）	・ 手形貸付 （1年以内） ・ 証書貸付 （7年以内）							
ご融資利率	・1年以内の場合、固定金利 1.975% （ﾌﾞﾘｯｸﾞ-ﾀｰ-II契約者特典は固定金利 0.975% ） ・7年以内の場合、変動金利 2.975% （同契約者特典は変動金利 0.975% ）							
ご返済方法	・ 毎月 （任意） ・ 年4回 （25,8,11月の各25日） ・ 年2回 （2,8月の各25日または5,11月の各25日）							
担保	原則不要 です。ただし不動産に関わる資金については別途ご相談させていただきます。							
保証人	【法人】代表者または実質的経営者 【個人】事業承継者または法定相続人							
お取扱期限	自然災害等の発生より6ヶ月以内							
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・審査により、ご希望に沿えない場合がございます。あらかじめご了承ください。 ・ご融資利率は金融情勢の変動により変更となり、ご返済額が増減する場合がございます。 							



(*)詳しくは、営業店窓口または担当者までお問い合わせください。

- ・店頭の商品概要説明書をご用意しております。
- ・証書貸付の一部または全部繰上げ償還される場合は、当金庫所定の手数料が必要となります。



農業被害等 緊急対策資金 畑（はたけ）のお守り

商品の特徴



農業者さま

- ① 市町村の罹災証明を待たずお申込みができます。（※2）
- ② ご返済は毎月のほか、年4回または年2回をご選択いただけます。
- ③ 復旧から収穫（売上）までの期間については、ご返済の据置きもご相談いただけます。
- ④ 農業者向け専用当貸ローン「アグリパートナー-II」のご契約者は金利の優遇があります。
- ⑤ 災害補償、その他一時金お受け取りまでの「つなぎ資金」としてご利用いただけます。

飯田信用金庫



当金庫

- 罹災状況については、担当者による現地訪問をお願いすることがあります。
- お申込みの際は差しつかえない範囲で営農状況についてお伺いさせていただきます。

「認定農業者」とは（※1）

農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営計画認定申請書」を各市町村に申請し、その認定を受けた農業者のことです。国の支援策は認定農業者に対して重点的に行なわれます。

「罹災証明」とは（※2）

台風・大雨・地震等の自然災害により農業用の施設（ハウス・倉庫等）・機械、農地等が被害を受けた場合、被害者からの申請に基づいて市町村が発行する被害の程度を証明するもの。市町村民税・固定資産税の減免措置や復旧支援事業の対象となる場合があります。



お申し込みに際しては、当金庫所定の審査がございます。

詳しくは、営業店窓口または担当者までお問い合わせください。

本店営業部 0265(22)1701	県 支店 0265(22)2725	西 支店 0265(22)2625	喬木 支店 0265(33)2500
阿南 支店 0260(22)3311	橋北 支店 0265(22)4030	駒場 支店 0265(43)2211	伊賀良支店 0265(25)7021
新野 支店 0260(24)2321	大島 支店 0265(36)3211	時又 支店 0265(26)9111	天龍 支店 0260(32)2023
高森 支店 0265(35)5511	上郷 支店 0265(52)1311	上飯田支店 0265(52)3211	城東 支店 0265(23)4411
南信濃支店 0260(34)5115	松尾 支店 0265(52)5211	山本 支店 0265(25)6821	桐林 支店 0265(26)7050
切石 支店 0265(22)9876	豊丘 支店 0265(35)8800	名古熊支店 0265(53)6633	